

特許権	判決年月日	令和3年2月24日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和2年(行ケ)第10049号		
○ 発明の名称を「作業機」とする特許について、実施可能要件違反を理由に特許を無効とした審決を取り消した事例。				

(事件類型) 審決(無効)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法36条4項1号

(関連する権利番号等) 特許第5976246号

### 判決要旨

- 1 本件は、発明の名称を「作業機」とする特許について、実施可能要件違反を理由に特許を無効とした審決の取消訴訟であり、争点は実施可能要件の成否である。
- 2 本判決は、概略、次のように判示して、明細書の発明の詳細な説明の記載が実施可能要件(特許法36条4項1号)に違反しているとの審決の判断は誤りであるとして、審決を取り消した。
  - (1) 審決は、特許請求の範囲、明細書及び図面によっても特許請求の範囲の構成(「エプロンを跳ね上げるのに要する力は、エプロン角度が増加する所定角度範囲内において徐々に減少する」、以下「構成要件G」という。)を裏付ける理論的説明を理解することができず、明細書は実施可能要件を充足していないと判断するが、当業者は、特許請求の範囲、明細書及び図面と力学的な技術常識によって構成要件Gを裏付ける理論的説明を理解することができるから、審決の上記判断は誤りである。
  - (2) 審決は、実施可能であるというためには、構成要件Gが少なくとも耕うん作業時の作業機の傾きのときに実現できることを説明する必要があるところ、トラクタ油圧機構で作業機を持ち上げ調整した姿勢等の本件明細書等に記載のない条件下でしか実現できないのであれば、実施可能であるとはいえないと判断した。しかし、発明が解決しようとする課題、発明の効果等の明細書の記載により認められる発明の目的等に照らすと、作業機が前傾している「作業機全体が地上に引き上げられた状態」で構成要件Gを実現することができるのであれば、構成要件Gは実施可能であると認められ、証拠によれば、「作業機全体が地上に引き上げられた状態」で構成要件Gを実現することができることが認められるから、審決の上記判断は誤りである。
  - (3) 審決は、構成要件Gが実施可能であるというためには、耕うん作業時の姿勢において、エプロンを跳ね上げるのに要する力が、エプロンの操作者が明確に知覚することができる程度に減少しなければならないところ、耕うん作業時の姿勢においてその程度の減少がないから、実施可能ではないと判断した。しかし、「作業機全体が地上に引き上げられた状態」で構成要件Gを実現することができるのであれば、構成要件Gは実施可能であると認められるから、審決の上記判断は、その前提において採用する

ことができない。そして、本件発明の意義に鑑みれば、構成要件Gが実現されているというためには、エプロンを跳ね上げるのに要する力が、エプロン角度の増加に伴って、一般的な作業者が感じることができる程度に徐々に減少することが必要であるところ、証拠によれば、一般的な作業者が感じるすることができる程度に徐々に減少することが立証されたものと認められるから、構成要件Gは実施可能であると認められ、審決の上記判断は誤りである。

- (4) 審決は、発明の実施について当業者に過度の試行錯誤を要するものと判断したが、原告はシミュレーションにより構成要件Gの実施が可能であることを立証したものと認められ、その結果を得るために過度の試行錯誤が必要であったことを窺わせる事情はないから、構成要件Gの構成を実施するために、当業者は過度の試行錯誤を要しないものと認められ、審決の上記判断は誤りである。
- (5) 審決は、無効審判における原告の説明が矛盾していることや説明が二転三転していることからみても、発明が実施可能であったということはできないと判断したが、無効審判の経過に照らすと、審決が指摘する事項をもって、原告が発明の理論的説明や技術的意義を誤って説明したとも、説明が二転三転しているとも認めることはできず、審決の上記判断は誤りである。